

菊川水系流域委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「菊川水系流域委員会」(以下「流域委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、菊川水系河川整備計画(大臣管理区間)(以下「河川整備計画」という。)策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 流域委員会は、点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合には、河川整備計画の変更原案に関して河川法第 16 条の 2 第 3 項及び第 7 項に基づき意見を述べる。
3. 流域委員会は、河川整備計画に位置付けられる事業の計画段階評価及び再評価の対応方針(原案)、事後評価の対応方針(案)(以下、「事業評価」という。)について審議を行う。

(組織等)

第3条 流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙の通りとする。

2. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
3. 局長は、委員に欠員が生じた場合、必要に応じて委員の補充を行うことができる。
4. 委員長は、必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。
5. 委員会は特定の事項に対し、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(情報公開)

第4条 流域委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。但し、特定の個人・団体の利害に関すること、重要な希少種の位置情報など公開することが不適切な場合は非公開とすることができる。

(会議)

第5条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙のとおりとする。

2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。
3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
4. 会議の招集・開催は局長が行う。
5. 会議は委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(事務局)

第6条 流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所が行う。

2. 流域委員会で事業評価について審議を行う場合には、事務局に国土交通省中部地方整備局河川部を加えることとする。その他、事務局は、必要に応じて委員の了解を得た上で、臨時に関係機関等を事務局に加えることができる。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

(雑則)

第8条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会に諮り定める。

付 則

(施行期日)

この規約は、平成25年10月25日から施行する。

平成27年12月11日 一部改正

平成31年2月18日 一部改正

令和2年1月17日 一部改正

令和2年12月1日 一部改正

令和3年6月16日 一部改正

令和4年9月14日 一部改正

令和6年12月18日 一部改正

【別紙】 菊川流域委員会 委員名簿

氏 名	専門分野	所 属	備 考
秋山 信彦	関係漁業	東海大学 海洋学部 教授	
絹村 敏美	農業水利	静岡県土地改良事業団体連合会 専務理事	
洪澤 博幸	経済	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 教授	
末次 忠司	水工水理学	(一社)地域国土強靱化研究所・顧問	委員長
溝口 敦子	河川工学	名城大学 理工学部 教授	
道林 克禎	水質	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授	
山田 辰美	環境	常葉大学 名誉教授	副委員長

(敬称略 50 音順)